

## 岐阜県陽性者健康フォローアップセンターに関するQ A

### (1) 「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」について

○「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」への登録の対象者を教えてください

下記①～③の場合に登録の対象となります。

- ① 自主検査（県配布検査キット・自己購入検査キット）で陽性の判定が出た場合
- ② 県内の薬局等の無料検査で陽性の判定が出た場合
- ③ 診療・検査医療機関で陽性の診断が出た場合

※①～③いずれの場合も、重症化リスクの低い方に限ります。

○重症化リスクが低いとはどのような人ですか

以下の重症化リスクの高い方<sup>\*</sup>に該当しない方です。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な方 又は、重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦

○「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」された場合、どのような連絡がきますか

登録された携帯電話番号あてに、自宅療養時の留意事項や、相談窓口をお知らせするSMS（ショートメッセージサービス）を送付します。

### (2) 陽性者登録について

○抗原定性検査キットの配布対象者に県内在住の方（長期滞在者含む）とありますが、どのくらいの期間滞在すれば、対象となりますか

検査の申込み時点から概ね2週間以上、県内に滞在している方は含まれます。滞在している県内の住所地に送付いたします。

○検査キットは世帯単位での申し込みは可能ですか

検査キットの世帯単位での申し込みはできません。個人単位での申し込みをお願いします。

(1人1個まで)

### ○検査キットは1人何回でも申し込みできますか

回数の制限は設けていませんが、あくまで有症状の方の検査を目的とした制度ですので、該当する場合にのみお申し込みをお願いします。

### ○家族や友人など、配布対象者以外の者がキットを使用することは可能ですか

有症状の方が、自ら検査していただくことを前提として検査キットを配布します。このため、原則として、お申し込みをされた配布対象者の方ご本人が使用してください。

ただし、幼児やインターネットが使えないなどの理由でご本人が申請できない場合は、ご家族等が代理でお申込みいただくことは可能です。(使用されるご本人のお名前で申し込みをお願いします。)

### ○抗原定性検査とは、どのような検査ですか

ウイルスが持つ特定タンパク質(抗原)があるかどうかを調べる検査です。PCR検査と比較して、簡易な方法で検査できます。

### ○検査は抗原定性検査のみでしょうか。PCR検査も選べるのでしょうか

本事業で配布するキットは、対外診断医薬品として承認されている抗原定性検査キットのみとなります。

### ○検査キットの送付及び確定診断の申込みは有料ですか。

本事業におけるキットの送付及び医師の確定診断は無料です。

### ○検査キットは、申し込んでからどのくらいで届きますか

17時までにお申し込みをされた場合、翌日に配送する予定です。

ただし、申し込みが集中する場合などや道路状況等によっては、通常よりもお時間がかかる場合があります。お申し込み後3日を経過しても検査キットが届かない場合は、コールセンターにお問い合わせください。

【専用コールセンター】

(電話番号) 050-3613-9615

### ○配送日の指定はできますか

配送日と配送方法の指定をすることはできません。宅配便でのお届けとなります。

宅配便のお受け取りができなかった場合は、宅配業者が持ち帰り、再配送します。

**○申し込んだ検査キットを使用しなかった場合、他人に譲渡して良いですか。**

本事業の目的は、有症状者が自己の検査のために使用することを目的として、検査キットを配布するものです。また、本事業の確定診断を受けるためには、キットの申し込みをしたご本人が、診断の申込みをする必要がありますので、他の人への譲渡は行わないでください。

**○検査結果が陽性だった場合、被験者は新型コロナウイルス感染症の感染者ということになりますか。**

抗原定性検査の結果だけでは確定にはなりません。陽性となった場合には、専用のフォームから、ご自身で登録してください。

ご登録後、医師の確定診断をもって陽性が確定します。確定診断後は、SMSにより陽性が確定した旨のお知らせが送付され、後日、療養のお知らせもSMSにて送付されます。

**○検査結果で陽性判定が出た後、体調が悪化した場合にはどうすれば良いですか。**

ご自身で、医療機関を受診する必要があると判断した場合は、お近くの医療機関に相談してください。

なお、その場合、医師の判断により、受診時に再度の検査を行うことなく、検査結果を確定診断に用いる場合がありますので、スマートフォンなどで検査結果を画像として保存し、受診時に提示できるようにしてください。

**○「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」に登録後、確定診断がされた場合、どのような連絡がきますか**

確定診断後、陽性が確定した旨のSMSが、登録していただいたスマートフォンあてに届きます。また、後日、療養の案内もSMSにより送付されます。

なお、申請に不備があるなど確定ができない場合は、その旨をお電話でお知らせします。

**○過去の検査結果を「岐阜県陽性者健康フォローアップセンター」に登録することはできますか。**

迅速に療養していただくために、検体採取日もしくはその翌日までに登録をしてください。当センターから申請内容の不備等により、補正の指示があった場合においても同様の取り扱いとし、速やかに修正し再申請を行ってください。

○検査キットの検査は陰性だったが、発熱等の症状が治まりません

しばらく様子を見てもなお、症状が継続したり悪化した場合には、医療機関にご相談ください。

○検査結果が陰性だった場合、陰性証明書は発行されますか。

陰性証明の発行はありません。

○確定診断で陽性だった場合、薬の処方も同時に行ってもらえますか。

岐阜県健康フォローアップセンターでは、薬の処方は行っていません。

○薬局やインターネットで、自分で購入した検査キットも対象ですか。

「体外診断用医薬品」又は「第1類医薬品」として、国が承認しているキットは対象となります。

承認されている検査キットかどうかは、厚生労働省のホームページでご確認ください。

厚生労働省HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

